

令和元年度

上水道管布設替工事実施設計業務委託

特 記 仕 様 書

箕輪町水道課

# 上水道管布設替工事実施設計業務委託 特記仕様書

## [I] 総則

### 1. 業務の目的

本業務は、箕輪町公共下水道及び特定環境保全公共下水道の本管理設工事に伴う上水道管布設替工事及び上水道管布設替工事に必要な調査・測量・実施設計を行う事を目的とする。なお、実施設計にあたっては、施工上及び維持管理上、支障のない範囲内で経済的に設計しなければならない。

### 2. 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### 3. 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

### 4. 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### 5. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たり、委託者の契約約款に定めるものの他、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 技術者届
- (4) 完了届・請求書

なお、承認された事項を変更しようとする時は、その都度協議しなければならない。

### 6. 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に委託者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 審査において訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

## 7. 引渡し

成果品の審査合格後、仕様書に指定された提出図書一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって業務の完了となる。

## 8. 疑義の解釈

仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又仕様書に定めのない場合は、委託者、受託者協議の上これを定めること。

# [II] 設計一般

## 1. 一般的事項

- (1) 業務の実施に当たり、受託者は係員と常に連絡を取り、連絡事項をその都度記録し、打合せの際相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び主要な区切りの時は、受託者と委託者は打合せを行うものとし、その結果を記録し相互に確認しなければならない。

## 2. 関連法規及び基準

本業務は、水道法・同施行令・同施行規則・河川法など関係法規に基づいて行うほか、次に示す設計基準によるものとする。

- (1) 水道施設設計指針 2012 (日本水道協会制定)
- (2) 水道工事標準仕様書 (日本水道協会制定)
- (3) 設計基準(1・2) (長野県土木部監修)
- (4) その他係員が適当と認めたもの

## 3. 設計上の疑義

設計上疑義が生じた場合は、係員と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

## 4. 設計資料

設計の積算根拠、資料等は全て明確にし、整理して提出しなければならない。

## 5. 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な図書等を所定の手続きによって貸与する。但し、損傷のないよう扱い、業務終了後直ちに返還するものとする。

## 6. 参考文献等の明記

業務に文献その他資料を引用した場合は、文献名等明記しなければならない。

# [Ⅲ] 特記事項

## 1. 上水道管布設

(1) 本業務は、実施設計及び精算設計です。

(2) 発注時期は未定ですが、発注後は迅速に対応していただくこととなります。よって担当者は、長野県内の本店・支店及び営業所の所属者とします。

(3) 実施設計及び精算設計は工区ごとに納期を指定します。いかなる理由があっても、納期の延長は認めません。とくに、年末及び年度末は精算設計が集中します。

### 1) 各工区的设计書等の納品について

① 実施設計においては、現地調査後金入設計書1部、金抜設計書数部（入札方法に応じて概ね2部から10部の予定）、CD-ROM（設計図（CADデータ及びPDF形式）、金抜設計書（PDF形式）及び設計書一式（Excel形式））及び委託者が指定したものを納品するものとする。

② 精算設計書並びに精算設計図は、工事出来形図を元に精算設計書（設計書一式（Excel形式））、精算設計図（PDF）及び委託者が指定したものを納品するものとする。

(4) 公共下水道工事等の施工箇所変更に伴い、設計箇所の変更を行う場合があります。

以上